

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年熊本地震)

【2, 000百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成28年熊本地震による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

1. 対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2. 支援対象

平成28年4月14日以降の以下に掲げる取組とします。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。

※ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

（補助率：1／2以内（4／10以内）、定額）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-6744-2148）]

被災農業者向け経営体育成支援事業

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援。

事業の内容

○ 事業概要

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援。

○ 補助対象メニュー

- ・ 畜舎、農業用ハウス、トラクター、コンバイン等の復旧、修繕
- ・ 倒壊した施設の撤去

○ 助成対象者

農業生産・加工用施設等が被災した者であって、農業経営を継続しようとする農業者

○ 補助率

事業費の1/2以内

(園芸施設共済未加入者4/10以内)

○ 事業実施主体 市町村

事業の流れ

